一般財団法人　鶴見奨学研究助成財団
研究助成募集要項（2027 年度）

1　設立趣意の概要

当財団法人の設立拠出者である株式会社鶴見製作所（東証プライム上場/6351）は、創業以来、水を通じて社会の発展に貢献することを目指して参りました。水との関わりを通じた社会環境の充実、或いは自然災害等からの復旧・復興や防災・減災分野に貢献するには、一企業の枠を越えて、これらに関連する新しく、独自の技術開発等に取り組んでいる研究者等を支援することで、「地球」そして「かかわるすべての人」という２つの軸を中心とした社会の課題を解決できるだろうと考えました。

そこで株式会社鶴見製作所は２０２４年に創業１００周年を迎えることを機に、①実践的・創造的技術者となる人材の育成を目的とした奨学金の支給、並びに、②将来の水中ポンプのコア技術である流体力学や造形・鋳造等の科学技術分野における日本の優れた学術研究に対して研究助成金を支給することで、①若く優秀な技術者と研究者の育成と、②科学技術の振興及び発展向上を通じて、地球規模での持続可能な社会環境の創造に貢献できるように、当財団法人を２０２３年１０月６日に設立いたしました。

当財団法人は、上記設立拠出者の設立趣意に基づき、奨学金及び研究助成事業を推進して参ります。

2　応募資格・助成対象

2.1　応募資格

日本国内の大学・研究所等に所属する研究者 個人またはグループで 、産業科学技術分野のうち、主として下記に関する研究に従事するものであって、先進性・創造性に優れ、かつ、その成果が産業科学技術の進歩・発展に大きく貢献すると思われる研究を対象とします。

ただし、助成を受けようとする研究内容につき、他の団体からの助成を受けていないことを条件とします。なお、過去に当財団法人の助成を受けた場合でも再応募は可能です。

2.2　助成対象

研究区分（基礎・応用・開発）は問いませんが、設立趣意に合致する次の科学技術分野といたします。

1）流体力学に関する分野
2）鋳造・造形に関する分野（素形材含む）
3）水中モータに関する分野
4）生産性の向上や生産技術力に関する分野

2.3　研究対象期間

一般研究助成：2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで（1 年間）

長期研究助成：2027 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日まで（3 年間）

2.4　助成金額

一般研究助成：1 年当たり 100 万円

長期研究助成：1 年当たり 100 万円×3 年間

2.5　支給時期

2027 年 5 月末迄に受給者の指定する金融機関の口座に振り込みします。

なお、助成期間が 3 年間の長期研究助成においては、3 年分一括で助成金を支給することはせず、2 年目以降は中間報告書の書面審査を経て、各年度 100 万円を 7 月末迄に振込いたします。（下記 5.研究助成受給者の義務参照）

2.6　助成金の使途

調査費用及び研究費用に充てるものとし、助成金の支給を受ける者の人件費、生活費への充当は不可とします。また汎用品（備品等）購入のみを目的とした申請は助成の対象としません。なお、研究者が所属する機関が徴収する間接経費（オーバーヘッド）の徴収については除外することを希望いたします。

3　募集内容

3.1　募集受付期間

2026 年 10 月 1 日（木）から 2026 年 12 月 4 日（金）16：00 まで

3.2　応募方法

研究計画や支出計画等を記載した当財団法人指定の研究助成申請書を作成し、当財団法人宛にメールにて提出ください。

送信先：zaidan1@tsurumifoundation.or.jp

件名　：研究助成への応募

3.3　採用件数

3～5 件程度

3.4　選考結果通知

2027 年 3 月初旬を目途に、応募者に選考結果を通知いたします。採用者には、別途提出が必要な書類などについてご連絡いたします。

長期研究助成（3 年間）を申請された場合であっても、一般研究助成（1 年間）として採用する場合があります。

4　選考方法

当財団法人の研究助成選考委員会が、応募内容（研究計画、研究成果、研究予算等）を審議し、その審議結果に基づいて理事会において採否を決定いたします。

なお、必要に応じて書類選考に加えて面接を行う場合もあります。

5　研究助成受給者の義務

5.1　研究助成に関する義務

研究助成受給者は、次の義務を果たす必要があります。

（1）研究助成金支給の対象となった研究の完了

（2）研究助成金の適正な管理をして頂き、当財団法人指定の「助成金使用明細書」を作成し、研究終了後 50 日以内（翌年度 5 月中旬まで）に提出をお願いします。

また、要求に応じて、領収書等の証拠書類を提出して頂きます。

（3）成果を記載した、当財団指定の「研究成果報告書」を作成し、研究終了後 50 日以内（翌年度 5 月中旬まで）に提出をお願いします。

研究の期間が複数年度にわたる場合は、単年度毎に中間報告書を提出して頂き、研究助成選考会の書面審査を経た上で、助成金の支給を継続するか否かを決定します。継続の場合は 7/末までに助成金を振込いたします。

特許申請等の事由により提出が遅れる場合は、お問い合わせください。

（4）　研究成果の全部または一部の公表（下記 6.公表参照）

（5）法令、当財団法人の諸規程および研究倫理を順守ください。

5.2　申請内容の修正に関する義務

次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ書面にて理事長に申請し、承認を得る必要があります。

（1）研究助成金支給の対象となった研究を中止または延期しようとするとき

（2）研究助成金支給の対象となった研究が予定の期間内に終了しないとき

（3）　その他、研究助成金の申請に際して提出した各項目の内容に変更があるとき（例：予算科目の変更など）

6　公表

6.1 研究助成の公表

研究助成を受けた研究テーマ、所属機関、申請者名等を当財団法人のホームページに掲載します。

6.2　研究成果の公表

当財団法人のホームページに研究成果の全部または一部を公表します。また必要に応じて、研究終了後翌年度の当財団の発表会にて発表を行います。

6.3　研究内容の公表

研究助成を受けた研究について、論文等で他所に公表する場合は、当財団法人から研究助成を受けた旨を明記し、その印刷物または写しを当財団法人宛に郵送またはメールでお送り頂くようお願いします。

7　監査

代表理事が必要であると認めたときは理事会の承認を得て、受給者またはその所属機関に対し、経理ならびに研究事項等につき報告を求め、または経理ならびに研究の内容等について監査することができるものとします。

8　研究助成金の決定の取消、中止及び返還

受給者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、研究助成金の支給決定を取り消し、支給を中止し、または既に支給した一部もしくは全部の返還を求めることができるものとします。

（１）　受給者が「5.研究助成受給者の義務」に定める義務を果たさず、当財団が不適格と認めたとき

（２）　受給者から提出された研究助成金の使用明細書･領収書関係や研究成果(中間)報告書等の報告内容について当財団が不適格と認めたとき

（３）虚偽の申し出または報告を行なったとき

（４）対象となる研究活動等が中止になったとき

（５）その他、研究助成の目的に照らして相応しくないものと理事会が認めたとき

9　問い合わせなど

本件に関する問い合わせは、下記までお願いいたします。

＜当財団法人メールアドレス＞：zaidan1@tsurumifoundation.or.jp

なお、本助成事業においてお預かりした個人情報については、当財団法人ホームページに掲載の「プライバシーポリシー」に準拠して取り扱います。

＜プライバシーポリシー＞

https://www.tsurumifoundation.or.jp/privacypolicy.pdf